

農林水産物・食品輸出本部会合（第6回）議事概要

1. 日 時：令和7年6月17日（火）10:00～10:24
2. 場 所：農林水産省3階第一特別会議室
3. 出席者：小泉農林水産大臣（本部長）、鈴木復興副大臣、富樫総務副大臣、藤井外務副大臣、古賀経済産業副大臣、高橋国土交通副大臣、土田財務大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官、森農林水産省輸出・国際局長

4. 概 要：

（1）開会

○農林水産省輸出・国際局長 ただ今から、第6回農林水産物・食品輸出本部会合を開催いたします。本日の御出席者につきましては、御手元の資料で御確認お願いいたします。

本日の議事につきましては、後日、議事録の公開を予定しています。また、議事終了後の本部長の御発言に際しましては、プレスが入室しますので、あらかじめ御承知お願いします。

はじめに、開会にあたりまして、小泉本部長から御挨拶をお願いします。

（2）農林水産大臣（本部長）挨拶

○農林水産大臣 おはようございます。世界の食市場は、2030年には1,500兆円に拡大すると見込まれており、このチャンスをつかえ、農林水産物・食品の輸出額目標5兆円の達成に向けて、官民一体となって取り組んでいく必要があります。

また、輸出促進にあたっては、農林漁業者、食品事業者等の収益性の向上や地域の雇用創出などを通じて、地方創生につなげていかなければなりません。

政府としては、外務省や経済産業省との連携の下、ALPS処理水放出に伴い停止されていた中国向け水産物の輸出再開に向けて協議を進めてきたところ、今般大きな進展がありました。今後、必要な手続きについて、農林水産省と厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んでいく必要があります。さらに、残された規制の撤廃に向け、引き続き連携して取り組むとともに、復興庁とも連携して、被災地の輸出拡大に取り組んでいくことが重要です。

また、輸出物流に欠かせないコールドチェーンやスマート農業に欠かせない情報通信インフラの整備などには国土交通省や総務省、日本酒等の輸出拡大にあたっては国税庁の御協力が不可欠です。

皆さまと一緒に、輸出に向けてしっかりと市場開拓に取り組んでいきたいと思っております。

特に今、皆さま御存知のように、農水省を挙げて、スピード感を持って備蓄米の放出と価格の安定化、また、マーケットの鎮静化を目指して取り組んでいます。この取組については、生産者の方々の理解を得ながら進めますが、その先は生産者の方々が意欲を持って農業に励むことができる方向にしていくため、自由に作っていただく。ただし、

よく言われるように余ったら外に出せばいいということではありません。いったいどの産業が国内で余ったものを輸出しているのでしょうか。例えば自動車産業が日本で売れない車を外に売っているわけではありません。きちんと、その国の仕様に合わせて、その国民性・ニーズを把握して生産し、輸出することで、マーケットが拓かれる。農業についても余ったから輸出すれば良いなどという考えは全く違います。そういったマーケットメイクを進めていくためには、市場の開拓も含めて、関係省庁の御協力が不可欠です。

今日は忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(3) 議事

① 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針の変更について

○農林水産省輸出・国際局長 ありがとうございます。それでは、早速議事に入らせていただきます。資料1及び2について事務局から一括して御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。農林水産物・食品の輸出の促進に関する基本方針の変更案の概要でございます。5月30日の輸出関係閣僚会議におきましては、2030年5兆円の輸出額目標等の達成に向けまして、「輸出拡大実行戦略」を改訂いたしました。その中で、輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化に向けた具体的な施策の展開方向を盛り込んだところでございます。今回は、その内容を、輸出促進法に基づく基本方針に反映するため変更を行うものでございます。具体的には、世界の通商環境が不透明化の中で、輸出構造の強靱化、生産性向上、高付加価値化、輸出先の多角化を推進することとしています。また、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を発揮することを考えております。さらには、優良品種の戦略的な海外ライセンスの推進や、育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化などの方針を追加いたしましたものでございます。

変更後の基本方針(案)を資料3として付してございますけれども、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

② 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画の変更について

○農林水産省輸出・国際局長 続きまして、資料2を御覧ください。農林水産物及び食品の輸出促進に関する実行計画の変更でございます。1ページ目に目次がございます。輸出拡大の障害となる輸出先国の規制の撤廃・緩和等の協議のほか、輸出に必要な食肉処理施設の認定等につきましては、担当省庁や対応スケジュールを明確にした上で、進捗管理を行いながら、戦略的に進めています。

加えまして、今回、赤字としていますが、「海外から稼ぐ力」の強化に向けて、食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組を実行計画に追加することとしております。

2ページ目を御覧ください。まず、規制撤廃や施設認定等についてです。現計画に変更

を行った本年2月以降の成果について明記させていただいております。例えば、1番目にございますけれども、台湾向け牛肉の月齢制限が撤廃されてございます。その下にございます。E Uとの有機酒類の同等性承認の発効、更にはその下にございます。今般、A L P S 処理水放出に伴い停止されていた日本産水産物の輸出再開に必要な技術的要件について中国との合意に至ったところでございます。

3ページからは、新たに実行計画に追加する項目を整理してございます。このページにありますように、ぶどうの輸出解禁など具体的な取組を進めてまいります。

4ページを御覧ください。食品産業の海外展開に向けた事業者に対する伴走支援体制の整備、インバウンドによる食関連消費の拡大のための具体的な案件形成を進めていく方向性を記述いたしております。

今説明した内容を反映した実行計画自体は、資料4ということになりますけれども、こちらも時間の都合上、説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

次に、関係省庁の取組や課題につきまして御発言をお願いしたいと思います。

③ 各省庁発言

○**復興副大臣** 被災地産品を含む、水産物の輸出先の多角化など輸出促進への、関係省庁・関係機関の御協力に感謝申し上げます。また、特に中国との間において、プロセスの進展が見られることについて、外務省、そして農林水産省のみなさんに対し、被災地を代表して感謝を申し上げます。復興庁では被災地の風評払拭に向けて、5月中旬に約1週間、大阪・関西万博において、経済産業省と共に展示をさせていただきました。また、被災地の食・観光の魅力等について、外国語ポータルサイト等の様々な媒体を活用して、国内外へ積極的に発信するとともに、あわせて、海外向けイベント・フェアへの出展等に取り組んでおります。また、自治体の取組も支援しております。福島県においては、香港の現地食品事業者向けの交流会の開催や台湾のインフルエンサーの招へい等により、県産農林水産物等の魅力の発信を実施しているところであります。引き続き、風評対策や地域の魅力の発信に取り組んでまいりたいと思いますので、関係省庁の皆様におかれましても、御指導いただけましたらありがたく思います。

輸出について、農林水産省に一点申し上げたいこととしては、日系だけではなく、現地資本のチェーンにしっかり食い込んでいただく努力を、大使館のみなさん、もしくはジェトロに出向している職員のみなさんに、より一層努力をしていただきたいと思います。やはり、輸出は商売ですから、営業が大事だという風に思います。それは人的関係の上に成り立つので、人事が変わったら引き継がれなかったということがないように丁寧にやっていただけるとよい成果になると思いますので、よろしく申し上げます。

○**総務副大臣** 農林水産物・食品の輸出拡大により、農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業・食品産業が発展することは、地域を活性化させ、持続的な地域社会を持続して

いく上で重要であると認識しているところです。総務省では、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」を展開しています。この中で、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業についても支援しています。引き続き、これらに取り組む地方公共団体及び地域の民間事業者を支援するとともに、農林水産物・食品の生産性向上や地域の活性化など、農林水産業の安定的な発展に貢献してまいります。

○**外務副大臣** 外務省では、農林水産物及び食品の輸出の促進に向けて、日本産食品の魅力や安全性の発信を行い、新市場の開拓、風評被害の払拭に努めるとともに、東日本大震災関連の輸入規制が残る6か国・地域に対しては、粘り強く規制撤廃を働きかけていくところです。中国による日本産水産物の輸入規制につきましては、昨年9月に両政府で「日中間の共有された認識」を発表し、I A E Aの枠組みの下での追加的モニタリングを累次実施するなど、早期撤廃を実現すべく、政府一丸となって取り組んできております。こうした中、先月、日中双方は、輸出再開のために必要な技術要件について合意に至りました。今回の合意は、昨年9月の発表を実行に移すものであり、一つの大きな節目と受け止めております。外務省といたしましても、引き続き、牛肉の対中輸出再開や10都県産農水産物の輸入規制の撤廃等を中国側に求めていくとともに、未だ規制を継続している国・地域に対しても規制の撤廃を求めていきます。今後とも、関係省庁、在外公館と緊密に連携し、輸出の促進に取り組んでまいります。

○**経済産業副大臣** 経済産業省といたしましては、「新規輸出1万者支援プログラム」等を通じまして、海外ビジネスの専門家による伴走支援や越境EC活用支援によりまして、農林水産業・食品産業を含む中堅・中小企業の海外展開支援を実施してまいります。インバウンドによる食関連消費拡大に向けましては、海外ECサイトとの連携等を通じた販路開拓支援を充実してまいります。また、コンテンツは外国人の関心も高くインバウンドや農林水産物・食品のプロモーションの入口にもなることから、コンテンツの海外展開にも引き続き取り組んでまいります。さらに、先ほど外務副大臣からも言及された通り、今回、日本産水産物の中国への輸出再開に必要な技術的要件について、日中双方で合意に至ったと承知しております。輸入再開に向けた着実な進展と、残る輸入規制の撤廃に向けて、経済産業省としても、ALPS処理水の海洋放出の安全確保や情報発信等に引き続き取り組んでまいります。今後とも、関係省庁・機関と連携して農林水産物・食品の輸出拡大に引き続き取り組みますとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費拡大、コンテンツの海外展開を促進いたしまして、我が国産業の「海外から稼ぐ力」の強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

○**国土交通副大臣** 観光庁の側面ですが、インバウンドの消費額は過去最高を更新する

というような強い成長軌道に乗っている中で、飲食費については当該旅行消費額の約2割を占めているというように、「食」というのは重要な観光資源になっています。国土交通省といたしましても、農林水産省と連携をして、地域の食材や酒、食文化等を活用して、高付加価値な体験を提供するガストロノミーツーリズムの推進でありますとか、農林水産省が認定している制度であるSAVOR JAPAN認定地域を始めとした、日本政府観光局による地方の食文化の情報発信といった施策により、日本食・食文化の魅力を海外に発信していく、食関連消費の拡大に取り組んでいくという方向です。また、輸出の場合に非常に重要になってくるのがコールドチェーンです。物流・自動車局、さらには港湾局の方でしっかりと今取り組んでいますけれども、コールドチェーン物流サービスの国際標準化等を通じて、食品産業の海外展開を支援してまいりたいと思っています。関係省庁とも連携しながら、「海外から稼ぐ力」の強化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○**財務大臣政務官** 日本産酒類の輸出金額は、農林水産物・食品全体の輸出金額の1割弱を占めており、令和4年に過去最高の1,392億円に達しましたが、その後は中国の景気等の影響もありほぼ同水準に留まっています。財務省・国税庁では、昨年12月の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録や今開催されております大阪・関西万博の機会なども生かしつつ、日本産酒類の輸出拡大や、インバウンドに対する日本産酒類の魅力の訴求に取り組んでいます。また、酒類の輸出の障害となる規制等については、本日変更される実行計画も踏まえつつ、その緩和・撤廃に向けて、関係省庁と適切に連携して取り組んでまいります。

○**厚生労働大臣政務官** 厚生労働省は、農林水産省や自治体等と連携をして、輸出先国・地域との協議を踏まえた施設認定などに今取り組んでおります。先ほどから言及がありますように、日本産水産物の中国向け輸出再開に必要な技術的要件について合意したということを受けまして、厚生労働省でも、中国向け水産食品の輸出施設の再登録を進めているところであります。早期の輸出再開につながるように農林水産省や水産庁と連携をし、取り組んでまいります。今後も引き続き、輸出額の目標達成に向けて、輸出先国・地域との協議や輸出施設の迅速な認定に取り組むなど、積極的に貢献してまいりたいと思っています。

④ 意見交換

○**農林水産省輸出・国際局長** ありがとうございます。これまでの説明や御発言に対しまして、御質問、御意見等ございましたらお願い申し上げます。

○**外務副大臣** 日本酒と牛肉の輸出が私のライフワークです。フランスで開催された

Kura Masterに行きましたが、まだまだ日本酒の評価は高いので、EU向けを含めて、より輸出拡大を図っていただきたいと思っております。和牛についてもEUでの評価は極めて高いので、輸出を進めていくべきだと思います。一方、EUの場合は、例えば牛エクスが入っているものは輸出できず、醤油も現地で生産しないといけない等、様々な非関税障壁といえるものがあるかと思えます。交渉をしっかりとやっていくことが重要です。一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○農林水産省輸出・国際局長 御指摘ありがとうございます。仰るように、EUの食品関係の輸出や現地でのビジネスの規制などがあることから、現地の輸出支援プラットフォームで規制関連情報などを収集しながら、関連省庁とも連携して解決に向けて取り組んでまいります。

○農林水産省輸出・国際局長 よろしいでしょうか。それでは、基本方針案及び実行計画案について、案のとおり変更するということで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。(全員異議なし) ありがとうございます。それでは、御異議なしと認めますので、輸出本部として決定をさせていただきます。

(4) 閉会

○農林水産省輸出・国際局長 最後に、小泉本部長から御発言をお願いしたいと思います。

○農林水産大臣 本日は、先月、輸出関係閣僚会議において改訂された輸出拡大実行戦略を踏まえ、各省庁の連携による取組方針について議論を行いました。私は、自民党農産物輸出促進対策委員会の初代委員長を務めており、その中で特に力を入れたのがGFP、グローバル・ファーマーズ・プロジェクトの取組です。これは、意欲を持って輸出に挑戦しようという方々に対して農林水産省が伴走支援していく取組であり、ここで支援した方々が我が国の輸出をけん引していけるよう、今後も政府として重点的に後押ししてまいります。こうした方々が輸出に取り組みやすい環境を作っていくことが国の役割です。食品分野は輸出先の輸入規制の撤廃・緩和が重要であり、輸出本部の下、実行計画に基づき、政府一体となって着実に進めてきました。特に、ALPS処理水放出に伴い停止されていた中国向け水産物の輸出再開については、先月28日に、必要な技術的要件について日中双方で合意に至ったところです。この動きを早期の輸出再開につなげるため、中国側から求められている輸出施設の登録に向けた手続きを加速化してください。また、米の輸出拡大に向けて、引き続き、中国向け精米施設等の追加指定や、タイ向け玄米の輸出解禁等について、関係省庁一体となって働きかけていただくようお願いします。

実行計画には、今回、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向

けた取組も新たに追加したところであり、これらの施策を総動員して、米をはじめとする農林水産物・食品の海外市場の開拓や輸出拡大を図ってまいります。5月には、有機酒類の同等性についてEUと合意がなされました。EUの有機製品の市場規模は、この10年間で倍増しており、これを契機として、EUへの有機日本酒等の輸出が拡大することが期待されます。この機を捉えて、農林水産省と国税庁が連携をして、輸出拡大に向けた取組を進めてください。さらに、牛肉については、台湾向け牛肉の月齢制限の撤廃も実現しました。今後、米沢牛などの高級銘柄の輸出ができるようになります。これまで月齢で分別管理していた食肉処理施設において負担が軽減されます。今後ますますの牛肉の輸出拡大が期待されます。牛肉の更なる輸出拡大に向けては、中国等への輸出再開を実現することが重要であり、関係省庁連携の上、引き続き、働きかけを行ってください。

こうした対応に加えて、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に取り組んでいきます。これらを通じて、本物の日本食・日本食材の魅力を効果的に広めて需要開拓を進めるとともに、付加価値を高めた輸出に取り組む事業者を重点的に支援することにより、「海外から稼ぐ力」を強化してまいります。今後も、輸出本部が中心となって、進捗管理を行いつつ、戦略的に取組を進めてまいりますので、関係省庁の御協力をお願いいたします。本日は御出席ありがとうございました。

○**農林水産省輸出・国際局長** ありがとうございました。本日の議事は以上でございますので、これを持ちまして本部会合を終了します。ありがとうございました。

(以上)